

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	自己注射が可能なエピネフリン製剤の処方を受けている児童生徒の情報	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	成田市消防本部救急課 電話番号 0476-22-1273	
個人情報ファイルの利用目的	傷病者がアナフィラキシーショック等を発症した場合に、救急隊が迅速かつ適切に対応を行うため、情報を共有、把握するもの	
記録項目	1氏名、2生年月日、3学校名、4住所連絡先、5病名、6既往歴、7かかりつけ医、8担当医	
記録範囲	医師より自己注射可能なエピネフリン製剤の処方を受けた者	
記録情報の収集方法	①市教育委員会、市保育課から「消防機関への情報提供同意書」を受理 ②本人（保護者）から「消防機関への情報提供同意書」の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	患者等搬送事業者管理台帳、患者等搬送乗務員適任証管理台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	成田市消防本部救急課 電話番号 0476-22-1273	
個人情報ファイルの利用目的	患者等搬送事業者の認定及び管理	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4運転免許証写し、5顔写真	
記録範囲	患者等搬送乗務員適任証交付者	
記録情報の収集方法	①患者等搬送事業所から乗務員名簿の提出 ②本人から基礎講習、定期講習受講申請書、適任証交付申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	応急手当普及員管理台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	成田市消防本部救急課 電話番号 0476-22-1273	
個人情報ファイルの利用目的	応急手当普及員の認定及び管理	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4連絡先、5運転免許証写し、6勤務先、7資格	
記録範囲	応急手当普及員	
記録情報の収集方法	本人から応急手当普及員講習受講申込書、応急手当普及員認定申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	千葉県新型コロナウイルス感染症患者等移送協定に係る負担金請求書に関する書類（データ）一式	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	成田市消防本部救急課 電話番号 0476-22-1273	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症患者等の移送に伴う負担金請求書の管理	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4連絡先、5病歴、6移送先	
記録範囲	新型コロナウイルス感染者	
記録情報の収集方法	出動救急隊の作成する救急出動報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☒ 有 ☐ 無	
備考		